

災害に関する相続税及び贈与税の取扱いFAQ

平成23年4月
国税庁

この度の東日本大震災の発生に伴い、災害に関する相続税及び贈与税の取扱いについて、よくある質問を取りまとめましたので、参考にしてください。

(注) このFAQは、平成23年3月31日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

《 目 次 》

【相続税又は贈与税の農地等に係る納税猶予】

- [Q 1] 相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている農地等について、災害を基因として次に掲げる場合に該当したときは、猶予税額を納付する必要がありますか。
① 津波により一時的に利用できなくなった場合
② 被災地の道路建設のための資材置場として一時的に県へ貸し付けた場合
③ 被災者用の仮設住宅用の敷地として一時的に市へ貸し付けた場合 3

【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例】

- [Q 2] 相続により取得した被相続人の事業用の宅地について、災害によりその事業を営むことができなくなった場合には、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」は適用できないのですか。 3

【国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等】

- [Q 3] 東日本大震災義援金として日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座等に対して、相続により取得した金銭を拠出した場合、その金銭は、「国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等」の特例の対象となりますか。また、その手続はどのように行うのでしょうか。 4

【贈与税の非課税財産】

- [Q 4] 震災後、知人から見舞金を受け取りましたが、この見舞金の課税はどのようになりますか。
..... 5

※ 【関係法令等】の略語は、次のとおりです。

措法	租税特別措置法
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
相基通	相続税法基本通達
所基通	所得税法基本通達
措通	租税特別措置法（相続税法の特 例関係）の取扱いについて（法令 解釈通達）

【相続税又は贈与税の農地等に係る納税猶予】

[Q 1] 相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている農地等について、災害を基因として次に掲げる場合に該当したときは、猶予税額を納付する必要がありますか。

- ① 津波により一時的に利用できなくなった場合
- ② 被災地の道路建設のための資材置場として一時的に県へ貸し付けた場合
- ③ 被災者用の仮設住宅用の敷地として一時的に市へ貸し付けた場合

[A]

①から③のいずれの場合も、相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている農地等については、災害のためやむを得ず一時的に農業の用に供することが不可能となったと認められることから、引き続きその農地等は農業の用に供しているものとして特例の適用が継続されます（納税猶予の期限は到来しないことから、猶予税額を納付する必要はありません。）。

【関係法令等】

措法第 70 条の 4 第 17 項、第 70 条の 6 第 21 項

措通 70 の 4-12、70 の 6-13 の 3



【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例】

[Q 2] 相続により取得した被相続人の事業用の宅地について、災害によりその事業を営むことができなくなった場合には、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」は適用できないのですか。

[A]

被相続人の事業の用に供されていた施設が災害により損害を受けたため相続税の申告期限においてその事業が休業中である場合であっても、その施設を相続により取得した被相続人の親族が事業再開のために準備を進めているときには、その施設の敷地は、その申告期限においてもその相続人の事業の用に供されているものとして取り扱われます。これにより、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の要件の 1 つである事業の継続要件（注）は満たすことになります。

したがって、事業の継続要件以外の他の要件のすべてを満たす場合には、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができます。

なお、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等の居住又は事業の継続要件の判定においても、上記に準じた取扱いとなります。

(注) 特定事業用宅地等として「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けるためには、被相続人から被相続人の事業の用に供されていた宅地等を相続により取得した親族が、相続の開始の時から相続税の申告期限までの間にその宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その事業を営んでいることが必要となります。

【関係法令等】

措法第 69 条の 4 第 3 項

措通 69 の 4-17



【国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等】

[Q 3] 東日本大震災義援金として日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座等に対して、相続により取得した金銭を拠出した場合、その金銭は、「国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等」の特例の対象となりますか。また、その手續はどうのに行うのでしょうか。

[A]

相続により取得した金銭を、相続税の申告期限までに日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座等に対して拠出した場合には、その金銭は「国等に対して相続財産を贈与した場合等の非課税等」の特例の適用を受けることができ、相続税の課税対象となりません。

また、この特例の適用を受けるためには、相続税の申告書等にこの特例の適用を受ける旨及びその寄附に関する事項を記載し、かつ、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座等に支払ったことが確認できる書類（例えば、郵便振替で支払った場合の半券（受領書）や銀行振込みで支払った場合の振込票の控えなど）を添付してください。

【関係法令等】

措法第 70 条第 1 項、第 5 項



【贈与税の非課税財産】

[Q 4] 震災後、知人から見舞金を受け取りましたが、この見舞金の課税はどのようになりますか。

[A]

受け取った見舞金がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

【関係法令等】

相基通 21 の 3-9

所法第 9 条第 1 項第 16 号、第 17 号

所令第 30 条第 3 号

所基通 9-23

[Q 4] 「特定土地等・特定株式等についての相続税の課税価格の計算の特例」とはどのような内容ですか。

[A]

- 1 「特定土地等・特定株式等についての相続税の課税価格の計算の特例」は、平成 23 年 3 月 11 日以後に相続税の申告期限が到来する者が平成 23 年 3 月 10 日以前に相続等により取得した特定土地等又は特定株式等で平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものの相続税の課税価格に算入すべき価額は、その相続時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができるとするものです。
- 2 特定土地等とは、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（指定地域）内にある土地等をいい、具体的な地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県の全域、並びに、埼玉県加須市（旧大利根町の区域に限ります。）、新潟県十日町市、同県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村です。
- 3 特定株式等とは、指定地域内に保有する動産等（動産（金銭及び有価証券を除く）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木）の割合が保有資産の 3 割以上である非上場会社の株式又は出資をいいます。
なお、「3 割以上」であるかどうかの判定は、その株式等を取得した時の相続税評価額により行います。

【関係法令等】

震災特例法第34条
震災特例法令第27条
震災特例法規則第12条
平成23年財務省告示第144号、第244号

平成 23 年 7 月 8 日更新

[更問] 特定土地等及び特定株式等の「震災後を基準とした価額」はどのように計算するのですか。

[A]

- 1 特定土地等の「震災後を基準とした価額」については、相続等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、原則として、震災による地価下落を反映した「調整率」を指定地域内の地域ごとに定めることとしておりますので、平成 23 年分の路線価及び評価倍率（評価時点：1 月 1 日）に、この調整率を乗じて計算することができます。また、特定株式等の「震災後を基準とした価額」の具体的な計算方法等については、現在検討中です。

2 なお、平成 23 年分の路線価及び評価倍率（評価時点：1月1日）に乘じる調整率等は10月ないし11月に、別途、国税庁ホームページで公開する予定にしています。

平成 23 年 7 月 8 日更新

[Q 5] 「特定土地等・特定株式等を取得した場合の相続税の申告期限の特例」とはどのような内容ですか。

[A]

「特定土地等・特定株式等を取得した場合の相続税の申告期限の特例」は、相続人等の中に、「特定土地等・特定株式等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができる者がいる場合において、原則として、相続人等全員の申告期限が次のとおり延長されるものです。

(1) 被相続人の住所地が青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県の場合

次の①、②のいずれか遅い日

① 平成 24 年 1 月 11 日

② 国税通則法施行令第 3 条第 1 項の地域指定による延長後の申告期限

(2) 上記(1)以外の場合

平成 24 年 1 月 11 日

(注) 個別申請により申告期限が延長されている場合や被相続人が非居住者の場合には、相続人等によって延長される申告期限が異なるときがあります。

(例 1) 個別申請により申告期限が延長されている場合

被相続人甲：東京都に居住。平成 23 年 3 月 1 日に死亡。千葉県内に土地を所有。

相続人 A：国税通則法施行令第 3 条第 2 項の個別申請により X 日まで申告期限が延長。

相続人 B：個別申請による申告期限の延長なし。

相続人 A の申告期限は、X 日と平成 24 年 1 月 11 日のいずれか遅い日となります。相続人 B の申告期限は、平成 24 年 1 月 11 日となります。

(例 2) 被相続人が非居住者の場合

被相続人乙：アメリカ合衆国に居住。平成 23 年 3 月 2 日に死亡。宮城県内に土地を所有。

相続人 C：宮城県に居住。国税通則法施行令第 3 条第 1 項の地域指定により Y 日まで申告期限が延長。

相続人 D：個別申請又は地域指定による申告期限の延長なし。

相続人 C の申告期限は、Y 日と平成 24 年 1 月 11 日のいずれか遅い日となります。相続人 D の申告期限は、平成 24 年 1 月 11 日となります。

【関係法令等】

震災特例法第36条

平成23年財務省告示第145号

[Q 6] 「特定土地等・特定株式等についての贈与税の課税価格の計算の特例」とはどのような内容ですか。

[A]

- 1 「特定土地等・特定株式等についての贈与税の課税価格の計算の特例」は、平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与により取得した特定土地等又は特定株式等で平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものの贈与税の課税価格に算入すべき価額は、その贈与時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができるとするものです。
- 2 特定土地等とは、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（指定地域）内にある土地等をいい、具体的な地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県の全域、並びに、埼玉県加須市（旧大利根町の区域に限ります。）、新潟県十日町市、同県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村です。
- 3 特定株式等とは、指定地域内に保有する動産等（動産（金銭及び有価証券を除く）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木）の割合が保有資産の 3 割以上である非上場会社の株式又は出資をいいます。
なお、「3 割以上」であるかどうかの判定は、その株式等を取得した時の相続税評価額により行います。

【関係法令等】

震災特例法第35条
震災特例法令第27条
震災特例法規則第12条
平成23年財務省告示第144号、第244号

平成 23 年 7 月 8 日更新

[更問] 特定土地等及び特定株式等の「震災後を基準とした価額」はどのように計算するのですか。

[A]

- 1 特定土地等の「震災後を基準とした価額」については、相続等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、原則として、震災による地価下落を反映した「調整率」を指定地域内の地域ごとに定めることとしておりますので、平成 23 年分の路線価及び評価倍率（評価時点：1 月 1 日）に、この調整率を乗じて計算することができます。また、特定株式等の「震災後を基準とした価額」の具体的な計算方法等については、現在検討中です。
- 2 なお、平成 23 年分の路線価及び評価倍率（評価時点：1 月 1 日）に乘じる調整率等は 10

月ないし 11 月に、別途、国税庁ホームページで公開する予定にしています。

平成 23 年 7 月 8 日更新

[Q 7] 「特定土地等・特定株式等を取得した場合の贈与税の申告期限の特例」とはどのような内容ですか。

[A]

「特定土地等・特定株式等を取得した場合の贈与税の申告期限の特例」は、平成 22 年中に贈与により財産を取得し、「特定土地等・特定株式等についての贈与税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができる場合において、贈与税の申告期限が次のとおり延長されるものです。

(1) 受贈者の住所地が青森県、岩手県、宮城県、福島県若しくは茨城県の場合又は個別申請により申告期限が延長されている場合

次の①又は②のいずれか遅い日

① 平成 24 年 1 月 11 日

② 国税通則法施行令第 3 条第 1 項の地域指定又は同条第 2 項の個別申請による延長後の申告期限

(2) 上記(1)以外の場合

平成 24 年 1 月 11 日

【関係法令等】

震災特例法第36条

平成23年財務省告示第145号